

諮 問 書

平成23年12月26日

札幌市住まいの協議会

会長 様

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市住まいの協議会への諮問について

写

下記の事項について諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

市営住宅使用料の適正な負担のあり方について

(諮問の趣旨)

公営住宅の使用料については、公営住宅法及び同施行令の定めるところにより、民間賃貸住宅の家賃よりも低廉に設定されておりますが、入居者が病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、地方公共団体の裁量で使用料を減免することができることとなっております。

この制度による札幌市の市営住宅使用料の減免額は、平成 14 年に現行の制度が導入されて以来、年々増加しており、家賃総額に対する割合は政令市平均を大きく上回っている状況であり、今後の高齢化の進展や景気低迷が続いた場合には、さらに増加することが見込まれております。

一方で、本市の市営住宅は、建設から 30 年以上経過した建物が管理戸数の 4 割を超えており、老朽化に対応した修繕費や建替え需要が増大するなど、市営住宅に係る経費は増大しているにもかかわらず、その財源は縮小しているという不均衡を生じております。

これらに対応するため、管理の効率化や建物の長寿命化等により歳出を削減しておりますが、それにも限界があることから、歳入面での見直しが必要と判断し、このたび策定いたしました「札幌市行財政改革推進

プラン」において、この市営住宅使用料の減免制度のあり方について、検討項目の一つとして掲げたところであります。

市営住宅の応募が高い倍率で推移している一方で、本市の減免制度により、低廉な家賃がさらに減額となっている世帯数は全入居世帯の30%を超えている状況にあります。住宅に困窮する低額所得者でありながら入居できない市民が存在することを勘案すると、市営住宅を使用することによる受益に見合った負担について検討することが求められているところであります。

このような状況を踏まえ、適正な受益者負担という観点から市営住宅使用料の減免制度のあり方について

字